

	<p>等を除く)以内に,登録内容の変更時は変更があった日から,15日(休日等を除く)以内に,完了時は業務完了後,15日(休日等を除く)以内に,調査員の確認を受けたうえで,登録機関に登録申請しなければならない。なお,登録内容に訂正が必要な場合,テクリスに基づき,「訂正のための確認のお願い」を作成し,訂正があった日から,15日(休日等を除く)以内に調査員の確認を受けたうえで,登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>登録できる技術者は,業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また,登録機関に登録後,テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし,直ちに調査員に提出しなければならない。なお,変更時と完了時の間が,15日間(休日等を除く)に満たない場合は,変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>6. 受託者は,仙台市水道局契約規程及び前金払取扱要綱の定めにより,前払金の支払いを請求できる。</p> <p>7. 成果品</p> <p>成果品については仕様書に基づくものとし,調査員と十分協議のうえ提出するものとする。なお,重要構造物についてはチェックリスト,チェックシートを併せて提出するものとする。</p>
--	---

管整 第30-72号

口径200耗 七北田字大沢柏地内配水管更新（水管橋・推進工含）設計業務委託

特記仕様書

仙台市水道局 給水部 北管路整備課

第 1 章 総 則

1 - 1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、「管整 第30-72号 口径200耗 七北田字大沢柏地内配水管更新(水管橋・推進工舎)設計業務委託」に適用する。
2. 本業務委託は、本特記仕様書によるほか、仙台市水道局『土木設計業務等委託共通仕様書、仙台市水道局設計指針（土木・配管工事編）』に基づいて行うものとする。
3. この特記仕様書に別段定めていない事項については、調査員の指示によるものとする。

1 - 2 本業務の目的

本業務委託は、仙台市泉区七北田字新田から大沢二丁目地内において、配水管の布設替詳細図面(水管橋・推進工舎)作成、その他施工に際し、必要な業務を行うものである。

1 - 3 履行期限

1. 本委託の履行期限は、平成31年8月30日までとする。

第 2 章 業務内容

2-1 委託業務の内容は次のとおりである。

1. 布設替詳細設計

- ・設計協議 1式
- ・現地調査 1式
- ・図面作成 1式
- ・審査 1式

【補正率算出条件】

- ・延長・・・・・・・・・2,280m（推進工40m，水管橋30m含む）
- ・管径・・・・・・・・・200mm，床付深さ一定(2.0m未満)
- ・設計条件・・・・・・・・地域環境：主として郊外又は住宅数少量
道路幅員：狭い
埋設物：なし
土質：なし
- ・工事案件数・・・・・・・・4件
- ・仮設配管・・・・・・・・なし

2. 小口径推進設計

- ・設計計画 1式
- ・各種計算 1式
- ・図面作成 1式
- ・数量計算 1式

【補正率算出条件】

- ・設計条件・・・・・・・・地域環境：主として郊外又は住宅数少量
道路幅員：狭い
埋設物：なし
土質：なし
- ・工事案件数・・・・・・・・1件
- ・立坑数・・・・・・・・2箇所
- ・延長・・・・・・・・40m

3. 水管橋詳細設計

- ・関係機関との協議資料作成 1式
- ・施工計画 1式
- ・水管橋上部工 1式
- ・橋台工 1式
- ・橋台基礎工 1式
- ・架設工 1式
- ・仮設工（土留工） 1式

【補正率算出条件】

- ・橋長・・・・・・・・30m, トラス補剛形式
- ・基本設計・・・・・・・・なし
- ・類似構造物・・・・・・・・なし

4. 測量業務

- ・4級基準点測量 1箇所
- ・現地測量 0.002km²

・路線測量

縦断測量 0.09km

横断測量 0.05km

・河川測量

河川定期横断測量 直接水準（平地） 3本

【補正率算出条件】

・地域・・・・・・・・耕地，平地

・縮尺・・・・・・・・1/500

・交通量・・・・・・・・0～1,000台未満／12時間

・曲線数・・・・・・・・2箇所

・測量幅，測点間隔・・・・45m未満，10m

5. 地質調査業務

・機械ボーリング 粘性土・シルト 4m，砂・砂質土 10m，軟岩 22m

・サンプリング 2本

・標準貫入試験 粘性土・シルト 4回，砂・砂質土 10回，軟岩 22回

・孔内水平載荷試験 1回

・現場透水試験 1回

・室内土質試験 密度試験，含水比試験，粒度試験(沈降)，粒度試験(ふるい)，液性限界試験，塑性限界試験，湿潤密度試験，一軸圧縮試験

第 3 章 成果品

3-1 成果品のデータ・製本は『土木設計業務等の電子納品要領(平成28年3月 国土交通省)』及び仙台市水道局『土木設計業務等委託共通仕様書』による。また、提出部数は下記のとおりとし、調査員と協議のうえ作成するものとする。

(1) 報告書および設計図書 3部

電子媒体のソフトは次のとおりとする。

図 面：DWG形式 (AutoCAD LT 2007以降で表示、印刷、編集作業できるもの)

文 書：Microsoft Word

計算表：Microsoft Excel

(2) 業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書
- ・関係機関との協議図書
- ・打合わせ議事録
- ・現場毎の工事特記仕様書(案)
- ・設計図(A3版)
- ・その他 調査員が指示するもの(概要版等)

【設計図内容】

- ・位置図(1/10,000)
- ・平面図(1/500)
- ・配管詳細図(Free)
- ・標準土工断面図(1/10～1/50又はFree)
- ・その他構造図(1/10～1/50又はFree)

3-2 成果品については、更新予定箇所毎に整理し提出すること。

第4章 その他

1. 受注者は、調査員との連絡・協議を綿密に行い業務の円滑な進捗に努めること。
2. 受注者は、本業務に関する一切の事項について外部に漏洩しないこと。
3. 本特記仕様書に記載されていない事項でも、業務上必要と認められるものについては、受注者の責任において補完すること。
4. 業務遂行上必要な資料その他については貸与するが、完了時には返納するものとし、汚損逸失しないよう注意すること。
5. 受注者から提出された資料に関し、調査員より説明を求められた場合は、遅滞なく担当者を派遣し履行すること。
6. 関係官公署との協議が必要な場合は、調査員に申し出ること。
7. 本業務遂行の過程において疑義を生じた場合は、調査員の指示による。
8. テクリスの登録

受注者は、受託金額が100万円以上の業務について、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにCD-R又はCD-RWにより提出するとともに、当センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出は、以下のとおりとする。

- ・ 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ・ 完了時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ・ 業務中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出すること。

9. 前払い

受注者は、契約金額が100万円以上で契約期間が50日以上にわたるものに限り、前払いの請求をすることができる。